

令和3年度高松市道路台帳補正業務委託（その1）

特記仕様書

令和3年度

高松市都市整備局道路管理課

# 目 次

第1章 業務目的及び概要

第2章 総則

第3章 業務内容

第4章 その他

## 第1章 業務目的及び概要

### 第1条 業務目的

本業務は、令和3年度に高松市が所掌する道路台帳の補正業務を行うものとする。

### 第2条 業務概要

本業務の概要は下記のとおりとする。

1. 業 務 名 令和3年度高松市道路台帳補正業務委託（その1）
2. 業務場所及び数量 高松市茜町外202町地内

#### (1) 更新処理

(単位：km)

地 区	新規	改良	交通 安全 施設	路線 分割	起終点 変更	廃止
茜町外202町	1.546					

- |                      |      |
|----------------------|------|
| (2) 認定路線網図シェープファイル更新 | 一式   |
| (3) 曲率半径調査・修正        | 計上無し |
| (4) 縦断勾配調査・修正        | 計上無し |

## 第2章 総 則

### 第3条 適 用

本業務は、特記仕様書によるほか、下記の関係法令及び規程に基づいて調査職員の指示のもとで誠実に履行するものとする。

1. 道路法及び道路法施行規則
2. 測量法
3. 国土交通省道路施設現況調査提要
4. 地方交付税法
5. 高松市公共測量作業規程
6. 香川県道路台帳作成要領

### 第4条 一般事項

1. 旧高松市とは、高松市が平成17年9月に塩江町と合併する以前の区域を対象とする。
2. 合併町とは、平成17年9月以降に高松市と合併した塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の区域をいう。

### 第5条 疑 義

受注者は、本業務実施中、常に調査職員と密接な連絡を取り、本特記仕様書に明記なき事項又は疑義を生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示に従うものとする。

### 第6条 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令を遵守し、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

### 第7条 業務工程の管理

受注者は、本業務契約後、速やかに詳細な作業計画書を提出しなければならない。

業務履行中、作業工程に変更が生じた場合は、調査職員に報告し、承認を得た上で、変更作業計画書を提出すること。

### 第8条 業務の範囲

本業務には、関係機関との協議及び調査職員が指示する検討書等の作成を含むものとする。

### 第9条 損害賠償

本業務実施中に生じた諸事故に対しては、受注者がその責任を負い損害賠償等の請求があった場合には、受注者がその一切を処理するものとする。

#### 第10条 業務の完了

本業務は、全ての提出書類を納入し、本市検収員の検収合格をもって完了とする。

#### 第11条 補則

1. 納入後、成果品に不備が認められた場合は、速やかにこれを訂正し、発注者が指定する期日までに納入すること。なお、これに要する費用は受注者が負担すること。
2. 調査地点附近の住居又は事業所には、事前に内容を説明し、関係者の承諾を得ておくこと。
3. 交通に支障が生じないように配慮するとともに、交通事故等に注意して業務を実施すること。

### 第3章 業務内容

#### 第12条 貸与品

下記の資料については、発注者が受注者に貸与するものとする。この場合、受注者は借用書を発注者に提出するとともに、業務完了後、速やかに発注者に返却すること。

また、貸与された資料（以下「貸与資料」という。）については、発注者に無断で複写又は貸与してはならない。

1. 高松市道路現況平面図原図（旧高松市）
2. 高松市道路台帳平面図原図（旧高松市）
3. 高松市市道認定網図原図（旧高松市）
4. 高松市道路台帳平面図ラスターデータ（旧高松市）
5. 路線網図等データ（旧高松市）
6. 道路台帳マスターデータ（旧高松市）
7. 認定告示資料
8. 管理道路資料
9. 高松市都市計画図DMデータ
10. 高松市市道認定路線網図データ
11. その他調査職員が必要と認めるもの

#### 第13条 道路現況平面図作成（現地調査）

道路現況平面図作成は、新規路線並びに改良路線につき導線法による平板測量を行うものとする。

また、補正箇所が部分的で補正内容が簡易なものについては、平板オフセット測量を行うものとし新規路線の測量幅は道路区域から外側10mとする。

#### 第14条 道路現況平面図原図作成

道路現況平面図作成は、既測の道路現況平面図に追加修正して作成するものとする。

## 第15条 道路現況調査

道路現況調査は、道路施設現況調査提要及び道路法施行規則第4条の2の規定によるほか、調査職員の指示する事項について調査、測量するものとする。

## 第16条 認定路線の路線分割

1. 路線分割の場合の道路台帳平面図修正方法は、認定路線を複数路線に分割し、道路種別、路線番号、起終点記号、起終点地番、区間番号の修正を行う。
2. 道路台帳データはマスタデータを使って修正を行うものとし、新しく分割された路線については新規に作成を行うものとする。

## 第17条 認定路線の起点・終点の変更

1. 起終点の逆転又は、起点部分の廃止による補正の場合の台帳平面図修正方法は、起終点記号、起終点地及び区間番号の修正を行う。なお、区間番号については区間番号の付け直し、又は区間番号の全区間のずらしを行うものとする。
2. 道路台帳データはマスタデータを使って修正を行うものとし、起終点が逆転する場合についてはデータを新規に作成するものとする。

## 第18条 測定基図作成

測定基図作成は、台帳平面図より複製（第二原図）して作成する。測定基図には道路種別、路線番号、起終点記号及び起終点地番を明記するとともに、区間設定基準に従い区間を設定し、区間番号及び区分線を図面単位で記入するものとする。

## 第19条 道路台帳平面図作成

道路台帳平面図作成については、新規路線及び改良・交通安全・路線分割・起終点変更・廃止は既測の台帳平面図上に道路現況調査及び測定基図の必要な項目を着墨トレースし作成するものとする。

## 第20条 データシート作成

発注者が所有する道路台帳更新処理システムにより前年度データを利用して、更新区間全てについて、変更用データシートを出力しデータ作成を行うものとする。

データシート作成は、第18条の測定基図に基づき座標測定機を用いて図面単位の区間番号に沿って区間延長、道路部面積、道路敷等の面積測定し、発注者が指定する様式に従い作成を行うものとする。

## 第21条 電算処理

本市所有の道路台帳更新処理システム操作マニュアルに従い、前条で作成されたシートを基に、全ての認定道路について演算処理を実施する。

なお、その際にエラーチェックを行い、確定された電算処理データを、現在、道路管理課で稼動中

の道路台帳更新処理システムにセットアップするとともに、動作確認を行うものとする。

## 第22条 第二原図

第二原図は、測定基図作成に当たり更新する箇所の旧道路台帳平面図の第二原図を作成するものとする。

新規路線については、新規作成の道路現況平面図より第二原図を作成するものとする。

## 第23条 修正第二原図作成

修正第二原図作成は、前条で作成した第二原図に、現地調査及び道路現況調査の内容を編集するものとする。

修正第二原図には、道路種別、路線番号、起終点記号及び起終点地番を明記するものとする。

## 第24条 路線年月日入力

路線年月日については、認定、区域決定、供用開始、路線変更及び区域変更等の告示及び議案の資料を道路台帳更新処理システムにて入力するものとする。

## 第25条 橋梁踏切台帳作成

橋梁踏切台帳作成は、発注者の指定する様式に従い平面図等を作成し、写真を張り付けするものとする。

また、既存の踏切台帳等の資料を基に現地確認調査を行い、その結果に基づき台帳の補正を行うものとする。

## 第26条 新旧対照図作成

新旧対照図作成は、路線変更前及び変更後の道路台帳平面図の白焼きを作成し、今年度修正区間を着色し、糊付けにて製本するものとする。

## 第27条 道路管内図作成（旧高松市全域）

道路管内図作成は、踏切、橋梁、1級2級、1級、2級及び全道路図の6種類の管内図について電子データの更新を行うものとする。

## 第28条 告示資料作成

1. 高松市告示資料フォーマットにより、告示資料データの作成を行う。
2. 告示用添付図は、告示箇所を補正前（青色）、補正後（赤色）の変化が1図面で確認できるように着色を行う。なお、補正前後における敷地の最大幅員、敷地の最小幅員及び延長の記載を行う。

## 第29条 路線名称資料作成

高松市更新処理システムより、名称一覧をA3判にて出力し、2つ折り・2穴でまとめ、調査職員

が指定する地区ごとに見出しを付けるものとする。

### 第30条 認定路線網図作成（管理道路含む）

高松市認定路線網図を、次の仕様に基づき作成するものとする。

1. 認定路線網図作成については、本年度補正（新規・改良等）のあった路線及び橋梁において修正を行うものとする。併せて、管理道路を把握・管理するため、管理道路箇所にはシンボル及び管理番号を入力するものとする。また、出力については#300のマイラーにプロッター出力を行うものとする。
2. 認定路線網図の図郭割図を、A2判（縮尺は任意）で作成し、各製本の巻頭に付けるものとする。
3. 高松市認定路線網図（管理道路含む）の白焼製本については、二つ折の糊付製本の作成を行うものとする。
4. 認定路線網図データは、DXF形式及びシェープファイル（ShapeFile）形式にて納入するものとする。なお、DXFは世界測地系2000 4系、シェープファイルは地理座標系（緯度経度）にて作成するものとする。また、シェープファイルは全てラインで作成し、属性は特に必要としないものとする。

### 第31条 高松市管理道路位置図作成

高松市が認定路線以外で管理を行っている道路の位置図を作成するものとする。

1. 前条で作成した認定路線網図データに発注者が管理している道路を入力するものとする。
2. 入力した高松市管理道路に管理番号、延長及び平均幅員を入力するものとする。
3. 高松市管理道路が認定路線と混同しないために、認定路線以外の色を使用して入力するものとする。
4. 高松市管理道路の一覧表をMicrosoft Excel形式のデータで作成するものとする。

### 第32条 道路台帳管理システム用ラスタデータ及び認定路線網図等データ更新

本年度補正を行った道路台帳平面図については、次の仕様に基づき、台帳図接合編集及びラスタデータの作成を行うものとする。

1. 道路台帳図のスキャニングを行い、ラスタデータを作成するものとする。
2. ラスタデータを内図郭で切り取りを行うものとする。
3. 道路台帳図の各図面を対象に、上下左右方向との図面間の接合状況を調査し、内図郭より外側に描画している台帳項目（幅員、区間線、舗装種別等）を内図郭の内側に描画するものとする。
4. その際、路線名、路線番号等の注記項目及び区間番号は除外する。
5. スキャニングは、白黒256階調200dpi非圧縮Tiffでイメージデータの作成後、4点補正後に枠外削除を行いGeoTiffの作成を行うものとする。
6. 道路台帳調査データについては、本年度補正（新規、改良等）のあった路線及び橋梁位置について、データの更新を行い、高松市道路管理システムのフォーマットで作成するものとする。また、形状をdxf形式で作成し、属性をMicrosoft Access形式で作成するものとする。



### 第33条 道路台帳平面図、道路現況平面図、認定路線網図等のラスターデータ作成

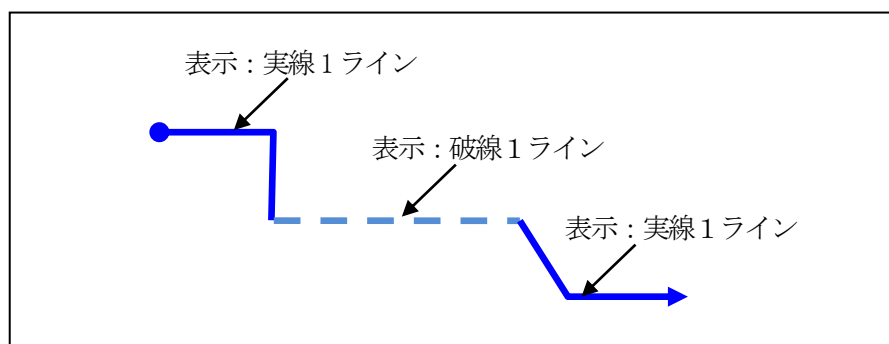
道路台帳平面図、道路現況平面図、認定路線網図等のラスターデータを、発注者のデータ作成要領に従い作成を行い、Tiff データ及びPDF にて納入するものとする。

1. スキャニングは、白黒 256 階調 200dpi 非圧縮 Tiff でイメージデータの作成を行うものとする。
2. 道路台帳平面図、道路現況平面図、認定路線網図及び橋梁位置図については、本年度補正の更新を行った物で作成を行うものとする。

### 第34条 認定路線網図シェープファイル更新

本年度、補正（新規・廃止・改良等）のあった路線で、路線形状等に変更が生じるものについて、認定路線網図と同様に形状の修正を行うものとする。また、属性情報については、属性項目の、路線番号・道路種類・路線名・認定年月日・区域決定年月日・供用開始年月日・起点番号・終点地番・総延長・実延長・重複延長・調整年月日・路線種別（供用・未供用・重用）に変更が生じたものについて、属性情報の更新を行うものとする。

枝線のある路線については、マルチラインとならないように入力を行い、1路線1ポリラインとする。なお、別途指示する1路線内に重用・未供用区間が存在し、その区間を破線表示させたい路線については、1路線1ラインの限りではなく、システム上で実線・破線表示が区別できるような属性項目を新たに設定するものとする。詳細については、調査職員、システム担当職員等とテストデータでのやりとりを行い、指示に従うものとする。



また、新規作成する認定路線網図の路線番号（属性値）と道路台帳マスタデータの路線番号の突合検収を行うものとする。なお、相違箇所については、調査職員に報告し、指示に従うものとする。

### 第35条 曲率半径及び縦断勾配の調査及び更新

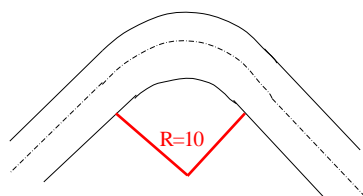
更新を行う路線全線について、曲率半径及び縦断勾配を下記内容にて調査及び修正を行うものとする。

なお、調査結果については、別途指定する様式の更新を行うこと。

1. 曲率半径

- (1) 台帳図の該当路線の道路中心線から、曲率半径 30m未満のカーブについて抽出を行う。
- (2) 台帳図に曲率半径が記載されていない、又は誤っていれば、曲率半径数値・曲率半径引出し線の記入・修正を行い、合わせて区間データの更新も行う。その際、曲率半径引出し線は、可能な限り道路中心線に垂直になるように、また、可能な限り曲率半径の数値と道路中心線からの引出し線の長さが一致するように設定するものとする。

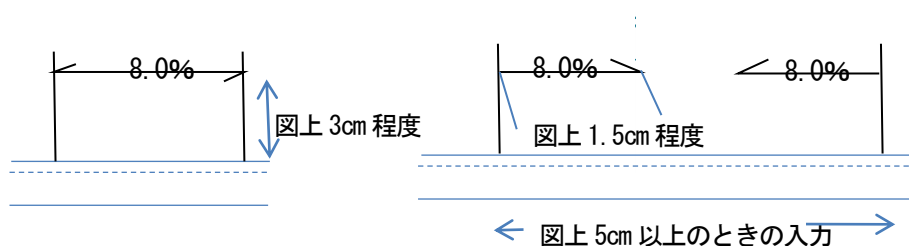
記載例を下記に示す。



## 2. 縦断勾配

- (1) 該当路線を車両から現地踏査を行い、縦断勾配 8%以上の箇所と考える箇所の抽出を行う。
- (2) 抽出範囲を市から貸与する「平成 25 年度県・市町共同地図情報（デジタルオルソ画像）作成委託業務」の成果を元に、図化を行い単点の取得を行う。
- (3) 取得した単点を台帳図に記入し、縦断勾配を計算により算出する。
- (4) 縦断勾配が、8%以上であれば、縦断勾配数値及び縦断勾配引出し線の記入を行い、合わせて区間データの更新を行うものとする。区間データ更新は、該当区間全てにおいて縦断勾配を入力すること。

記載例を下記に示す。



## 第 36 条 各種一覧表作成

道路マスターデータに基づき、指定する様式に従い次の一覧表（属性：Microsoft Excel 形式）を作成するものとする。

1. 路線一覧抽出（1 級、2 級、その他）
2. 路線名称一覧表

## 第 37 条 納入成果品

納入する成果品は次のとおりとする。

項 目	数 量
1. 調書関係	
(1) 高松市指定書式データ	一式
(2) 道路台帳調書 (差替え) (認定路線調書、国交省提要、その他必要な調書)	一式
2. 図面関係	
(1) 道路現況平面図原図 (#500)	各1部
(2) 道路台帳平面図原図 (#500)	各1部
(3) 上記白焼き (のり付け製本) 市街地、林・三谷、山田1及び山田2 各2部	他各1部
(4) 認定路線網図マイラー出力 1:5,000	71面
(5) 上記白焼き (のり付け製本) 図郭割図	33部
(6) 上記白焼き (ビス止め製本)	3部
(7) 上記カラー紙出力 (ビス止め製本)	2部
(8) 認定路線網図マイラー出力 1:10,000	各1部
(9) 橋梁位置図マイラー出力 1:10,000	各1部
(10) 道路管内図電子データ ・踏切 ・橋梁 ・1級・2級 ・1級 ・2級 ・全道路図	一式
(11) 新旧対照図 (のり付け製本)	一式
(12) 道路台帳平面図ラスターデータ (Tiff 及びPDF)	一式
(13) 道路現況平面図ラスターデータ (Tiff)	一式
(14) 認定路線網図データ (DXF 及びShapeFile)	一式
(15) 高松市管理道路位置図データ	一式
(16) 告示資料位置図及び一覧表	一式
(17) 路線名称一覧表見出し付	33部
(18) 路線一覧抽出 (1級、2級、その他) 路線名称一覧表 路線名称一覧表 (縦断勾配及び曲率半径) 橋梁・トンネル・踏切異動一覧表	一式
(19) その他管理資料	一式

## 第4章 その他

### 第38条 不当要求行為の排除対策

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
2. 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
3. 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

### 第39条 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。なお、5. 以外は法定事項である。

1. 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
2. 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
3. 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
4. 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
5. 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価等に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。

6. 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

7. 1から6までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

#### 第40条 内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局人コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。